

(平成29年11月)

子育て関連手続の必要書類と省略可能な時期

▲＝添付が必要な書類 ○＝省略可能な書類
 ※＝年金機構の情報連携開始以降、省略可能となる書類

手続名	書類名	省略可能となる時期	
		本格運用後 (H29年11月13日以降)	完全実施後 (H30年7月～)
児童手当の受給資格・額についての認定の請求	課税証明書	○	○
	住民票	▲	○
	健康保険証・年金加入証明書	※	※
児童手当の額の改定の請求及び届出	住民票	▲	○
児童手当の住所変更等の届出	住民票	▲	○
児童手当の現況届	課税証明書	○	○
	住民票	▲	○
	健康保険証・年金加入証明書	※	※
児童扶養手当の現況届	住民票	提出時期が7月頃の為 該当なし	○
	課税証明書		○
保育の支給認定申請書	住民票	○	○
	生活保護受給証明書	○	○
	児童扶養手当証書	○	○
	特別児童扶養手当証書	○	○
	障害者手帳	○	○
	障害者自立支援給付受給者証	○	○
	障害児入所支援給付受給者証	○	○
	障害児通所支援給付受給者証	○	○
	中国残留邦人等支援給付受給者証	○	○
	課税証明書	▲	○
	障害基礎年金受給証明書	※	※

情報連携の対象情報のみを掲載(別途情報連携対象外の情報であって、添付が必要な書類あり)